

VII 水質・土壤等に係る基準

VII 水質・土壤等に係る基準

1 水質に係る基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正：平成15年11月 5日 環境省告示第123号

1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。備考2～4は略

2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	

備考1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。備考3～4は略、注1～5は略

② 湖沼（天然湖及び貯水量1,000立方メートル以上の人工湖、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	

備考1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注1～5 略

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

注1～4 略

③ 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

備考2 略

注1～3 略

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1～3 略

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

最終改正：平成11年2月22日 環境庁告示第16号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふつ素	0.8m/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。備考2～4は略

(3) 水道法に基づく水質基準

平成15年5月30日 厚生労働省省令第101号

項目	基準値	項目	基準値
一般細菌	100MPN/mL以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	フェノール類	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素T O C)	5mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	p H値	5.8以上8.6以下
クロロフォルム	0.06mg/L以下	味	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジブモモクロロメタン	0.1mg/L以下	色度	5度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	濁度	2度以下

(4) 農業用水に関する基準等

1) 農業用水の要望水質（水稻）（昭和45年（1970）農林省公害研究会）

「農業用水の要望水質(水稻)」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別に「水稻」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	6.0～7.5
COD (化学的酸素要求量)	6ppm以下
SS (浮遊物質)	100ppm以下
DO (溶存酸素)	5ppm以上
T-N (全窒素濃度)	1ppm以下
電気伝導度 (EC)	0.3mS/cm以下
重金属	
As (砒素)	0.05ppm以下
Zn (亜鉛)	0.5ppm以下
Cu (銅)	0.02ppm以下

2) 農業用水の汚濁程度別濃度分級（水稻用）（森川ら、1982）

(mg/L)

成分名	汚濁程度			
	0	1	2	3
全窒素	2以下	2～4	4～8	8以上
アンモニア態窒素	0.5以下	0.5～2	2～5	5以上
COD	7以下	7～10	10～17	17以上
全リン	0.2以下	0.2～0.5	0.5以上	

注) 汚濁程度0：農業用水として汚濁のない水質
 汚濁程度1：農業用水として許容される水質
 汚濁程度2：農業用水として適正な限界を超える対策が必要な水質
 汚濁程度3：農業用水として著しく汚染され、対策を講じても被害を生じる水質

3) 施設栽培用かんがい水の塩類濃度に関する簡易水質診断（糟谷ら、1996）

EC (mS/cm)	RpH	判定	備考
～0.2		良	
0.2～0.4	8≥	可	塩類に起因する問題は生じない。
	8<	Na濃度チェック必要	特にRpHが8.5程度のものは、必ず、Na濃度をチェックする。Naが全カチオン (Na、K、Ca、Mg) に占める割合は、60%以下であることが望ましい。90%以上になると、作物によってはNaの過剰害が生じる可能性が高い。 なお、全カチオン濃度は、およそEC値(mS/cm)の10倍(me/L)と見て良い。
0.4～1.0		要水質検査	ECが0.4～1 mS/cmのものは、Na、Cl等の有害成分をチェックし、それぞれ、70mg/L、100mg/L以上の場合は、常時使用する水としては不適である。またK、NO ₃ などの栄養成分の濃度を勘案して施肥量を調整する。
1.0～		不可	吸水阻害、活着不良などの塩類障害、Na、Clによる害が生じるおそれがある。

2 土壤に係る基準

(1) 土壤の汚染に係る環境基準

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号
最終改正：平成13年 3月28日 環境省告示第16号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。

備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐(りん)とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(2) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（抜粋）

昭和45年12月25日 法律第139号
最終改正：平成17年 4月27日 法律第 33号

（目的）

第一条 この法律は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

3 この法律において「特定有害物質」とは、カドミウム等その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質（放射性物質を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

（農用地土壤汚染対策地域の指定）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

（対策地域の区域の変更等）

第四条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（農用地土壤汚染対策計画）

第五条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地（以下「汚染農用地」という。）の利用の合理化を図るために、遅滞なく、農用地土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

2 対策計画においては、農林水産省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地についてその土壤の特定有害物質による汚染の程度等を勘案して定める利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基本方針

二 対策地域の区域内にある農用地に係る次に掲げる事業で必要なものに関する事項

イ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の

施設の新設、管理又は変更

ロ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業

ハ 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業

三 対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項

四 その他必要な事項

- 3 前項第二号に掲げる事項に係る対策計画は、当該事業に係る農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、第一項に規定する目的を達成するため必要かつ適切と認められるものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、農林水産大臣及び環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の協議をしようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(3) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令（抜粋）

昭和46年 6月24日 政令第204号

最終改正：平成12年 6月 7日 政令第313号

(特定有害物質)

第一条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 銅及びその化合物
- 三 硒素及びその化合物

(農用地土壤汚染対策地域の指定要件)

第二条 法第三条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上であると認められる地域であること。
- 二 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上となるおそれがあると認められるものであること。
 - イ その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農地用の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
 - ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
 - 三 その地域内の農用地（田に限る。）の土壤に含まれる銅の量が土壤一キログラムにつき百二十五ミリグラム以上であると認められる地域であること。
 - 四 その地域内の農用地（田に限る。以下この号において同じ。）の土壤に含まれる砒素の量が土壤一キログラムにつき十五ミリグラム（その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事が土壤一キログラムにつき十ミリグラム以上二十ミリグラム以下の範囲内で定める別の値）以上であると認められる地域であること。
 - 2 前項各号の要件に該当するかどうかの判定のために行うカドミウム、銅及び砒素の量の検定の方法は、環境省令で定める。
 - 3 都道府県知事は、第一項第四号の別の値を定めたときは、遅滞なく、その値を環境大臣に報告しなければならない。

(4) 農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

昭和59年11月8日 環境庁水質保全局長通知

近年、農用地における地力の増進及び資源の有効利用の観点から、有機性副生物を再生し原料とした資材(以下「再生有機質資材」という。)を肥料又は土壤改良資材として農用地に使用する傾向がみられるが、再生有機質資材の中にはその成分からみて、それらを長期間過大に連用する等使用方法によっては、重金属等が土壤中に蓄積して作物の生育に影響を生ずることが懸念されるものがある。

このため、今般、当面の措置として、再生有機質資材の農用地における適切な使用を図り、土壤中の重金属等の蓄積による作物の生育への影響を防止するため、土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理指標及び管理基準値(以下「管理基準」という。)を暫定的に下記のとおり定めたので通知する。

再生有機質資材が使用される場合にあっては、この管理基準を参考に関係部局間の連携を密にして、使用される再生有機質資材及び農用地の土壤について、土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理指標の値を把握し、農用地における重金属等の蓄積防止に努められたい。

また、この管理基準は、汚染土壤の除去等の対策を行うための基準とは異なるものであるので御了知おきいただきたい。

なお、今後の知見の集積によっては、この管理基準の見直し等を行うこととしているので申し添える。

記

- 1 農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理指標は、亜鉛の含有量とする。
- 2 農用地における土壤中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値は、土壤(乾土) 1キログラムにつき亜鉛120ミリグラムとする。
- 3 管理基準に係る亜鉛の測定の方法は、表層土壤について強酸分解法により分解し、原子吸光光度法によるものとする。

(5) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針(抜粋)

平成13年7月2日 生産局農産課長通知

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る公共用水域及び地下水の汚染の調査及び対策の手法については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」(平成一三年七月二日付け環水管第一一八号、環水土第一二二号)として取りまとめられ、同時に施肥に係る対策を一層推進する観点から、農林水産省は環境省とともに「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針」をとりまとめた。

一 目的及び位置付け

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下「硝酸・亜硝酸性窒素」という)に係る地下水又は公共用水域の汚染が判明した場合、対象となる地域及び汚染の特性に応じて汚染の原因別に有効な硝酸・亜硝酸性窒素の負荷低減対策を実施することが必要である。

この指針は、硝酸・亜硝酸性窒素汚染の原因のうち、作物生産に不可欠なものとして意図的に土壤に窒素を供給する特性を有する施肥について、その対策を地域において効率的に進

めるため、中央環境審議会土壤農薬部会で示された対策のあり方に従い、農用地において土壤から地下水への硝酸性窒素の溶脱を抑制するための地域における土壤管理の進め方の手法を示したものである。

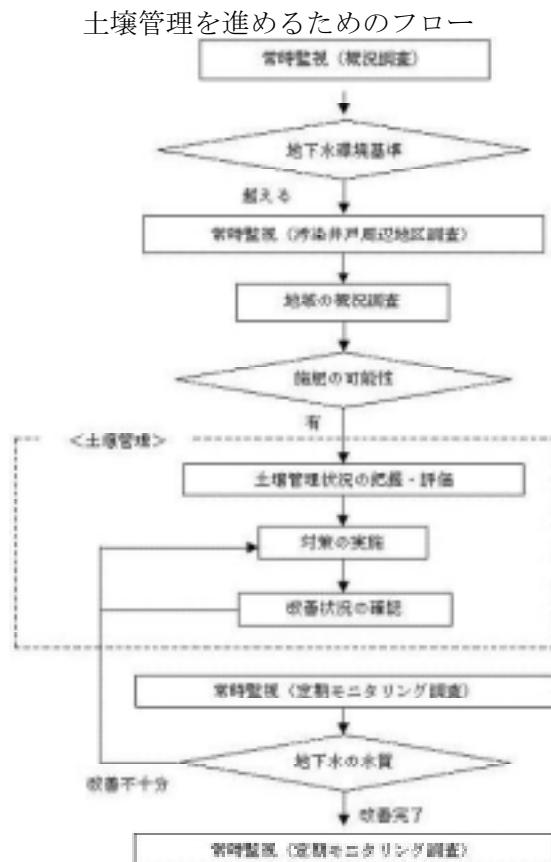
「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき作成される対策推進計画の中で実施される施肥対策については、対象となる地域の条件に応じて、この指針を参考に農林水産省の環境保全型農業の推進に係る事業等を活用して対策を計画的に推進する。

なお、対策推進計画の中で実施される工場・事業場等の対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等と連携をとりながら推進することが望ましい。

三 土壤管理を進めるための手順

施肥に起因すると考えられる硝酸・亜硝酸性窒素が問題となっている地域において、農用地からの硝酸性窒素の溶脱を抑制する土壤管理の導入を図るためにには、以下の手順を基本として進めることが望ましい。そのフローを別紙に示す。

- ① 土壤管理の状況の把握・評価
- ② 対策の実施
- ③ 改善状況の確認



3 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
最終改正：平成14年 7月22日 環境省告示第46号

媒体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/L以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

VIII 関係法令等

VIII 関係法令等

1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

平成11年7月28日法律第110号
最終改正：平成14年5月29日法律第 51号

(目的)

第1条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものとす。

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第3条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
 - 二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
 - 三 その他必要な事項
- 3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。
- 4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
 - 三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(導入計画の変更等)

第5条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことがで

きる。

3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第6条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(課税の特例)

第7条 認定農業者が認定導入計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(援助)

第8条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第9条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第10条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(略称：家畜排せつ物法)【概要】

平成11年7月28日法律第112号

(1) 基本的な考え方

- 1) 家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有效地に利用されてきたところである。
- 2) しかしながら、近年、畜産経営の大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じている。
- 3) 他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、たい肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。
- 4) このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、我が国畜産の健全な発展を図るものとする。

(2) 経緯

- 1) 本法は、平成11年7月22日に成立
- 2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討を進めてきた結果、本法は同年11年1日から施行。本法の施行と併せて各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めている。

(3) 法律の概要

1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

○ 管理基準の遵守

① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定

◎ 管理基準

◇ 施設の構造に関する基準

- ・ ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適當な覆い及び側壁を有するものとすること
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とすること

◇ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・ 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること等

② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

牛 10頭未満、 豚 100頭未満
鶏 2000羽未満、 馬 10頭未満

④ 管理基準の適用については、必要な経過期間(最大で5年間)を設定

施設の構造に関する基準 : 5年間

家畜排せつ物の発生量等の記録 : 3年間

2) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定(都道府県知事)

イ アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資(施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通)

3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(略称: 食品リサイクル法)【概要】

平成12年6月 7日法律第116号
最終改正: 平成15年6月18日法律第 93号

(1) 趣旨

- 1) 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進する。

(2) 法律の概要

1) 基本方針の策定等

① 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。基本方針では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を、平成18年度までに20%と定めている。

食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの
再生利用：食品循環資源を飼料・肥料・油脂及び油脂製品・メタンとして利用し、
又は利用する者に譲渡すること

再生利用等：再生利用、発生抑制、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

② 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等に努めるものとする。

2) 食品関連事業者による再生利用等の実施

① 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組むものとする。判断の基準となるべき事項では再生利用等の実施の原則、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。

② 主務大臣は食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言等を行うことができるものとする

③ 主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、食品関連事業者（年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上のもの）に対し、勧告、公表及び命令を行うことができるものとする。

3) 再生利用を実施するための措置

① 食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ、事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講ずる。

② 食品関連事業者が、農林漁業者等の利用者や肥飼料化等を行う者と共同して再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、三者一体となった再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。

4 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例

平成16年3月26日 愛知県条例第3号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を發揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第6条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
- 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができる

よう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第8条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第9条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第10条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第11条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第12条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な發揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

執筆担当

農林水産部農業経営課

農業総合試験場

企画普及部

広域指導グループ

環境基盤研究部

環境安全グループ

作物研究部

作物グループ

園芸研究部

野菜グループ

特産野菜グループ

花きグループ

落葉果樹グループ

常緑果樹グループ

畜産研究部

牛グループ

東三河農業研究所

野菜グループ

花きグループ

茶業グループ

山間農業研究所

園芸グループ

農作物の施肥基準

平成18年2月発行

愛知県農林水産部農業経営課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 内線3664, 3665